記載要件

特許法

弁護士 尾関孝彰

2026年10月26日

出願書類

■ 出願書類（36条2項）
36条2項
「願書には、明細書、特許請求の範囲、必要な図面及び要約書を添付しなければならない。」

● 特許請求の範囲（”Claims”）
✓ 特許請求の範囲は、「クレーム」と呼ばれている。
✓ クレームは、特許の権利範囲を特定する。

● 明細書（“Description” or “Specification”）
✓ 明細書は、出願発明を具体的に説明する。

● 図面
✓ 図面は、出願発明の説明に必要な場合に添付される。
✓ 機械・電気の分野では、通常、図面を参照しつつ発明の詳細が説明される。
✓ 化学・医薬・バイオの分野では省略されることが多い。化学構造式と実験データ（実施例と比較例の効果）の表は明細書本文に記載されることが多い。遺伝子配列は明細書の別紙とされることが多い。
✓ 明細書と図面を併せて「本件明細書」と定義されることが多い。

● 要約書
✓ 要約書は、特許の権利範囲の特定とも、クレーム記載要件／明細書記載要件の充足の有無とも関係がない。

クレームの記載要件

■ クレーム記載要件
36条6項
「第二項の特許請求の範囲の記載は、次の各号に適合するものでなければならない。
一　特許を受けようとする発明が発明の詳細な説明に記載したものであること。
二　特許を受けようとする発明が明確であること。
三　請求項ごとの記載が簡潔であること。
四　その他経済産業省令で定めるところにより記載されていること。」

- 1号 → サポート要件
- 2号 → 明確性要件

サポート要件

■ サポート要件（36条6項1号）の趣旨

➢ 特許制度の趣旨（出願公開と引き換えに独占権が付与される。）によると、出願公開されない発明に独占権が付与されるべきではない。サポート要件の趣旨は、出願公開されない発明が権利範囲に含まれるのを排除することにある。

◆ サポート要件充足の有無の判断基準

● クレームで特定される発明が、明細書の記載及び出願時の技術常識に従い発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否か？により判断される（パラメータ特許事件知財高裁判決）。

※ 優先権主張された場合、この出願時の技術常識が、優先日当時の技術常識なのか、出願日当時の技術常識なのかはわかっていない。両方の判例がある。

● サポート要件充足の問題は、発明の技術的範囲を決定する際に、明細書に記載された具体的発明をどこまで上位概念化できるかという問題でもある。

● サポート要件を充足することは、出願人／特許権者が立証責任を負う（パラメータ特許事件知財高裁判決）。

● サポート要件を判断する上で、後出しされた実験結果を参照することは基本的に許されないと考えられている（パラメータ特許事件知財高裁判決）。これに対し、選択発明・用途発明の進歩性の根拠である顕著な効果（出願当時の当業者が予期できなかった顕著な効果）を立証する場合には、出願当初の明細書で当該効果が示唆※されている限り、後出しされた実験結果を参照することが許される。

※ 日焼け止め剤組成物事件知財高裁判決によれば、出願当初の明細書で当該効果が記載されていなくても、推測されていればよい。

パラメータ特許事件知財高裁判決（サポート要件の判断基準を示した知財高裁判決）

■ 知財高裁平成17年11月11日判決（パラメータ特許事件）

「特許制度は，発明を公開させることを前提に，当該発明に特許を付与して，一定期間その発明を業として独占的，排他的に実施することを保障し，もって，発明を奨励し，産業の発達に寄与することを趣旨とするものである。そして，ある発明について特許を受けようとする者が願書に添付すべき明細書は，本来，当該発明の技術内容を一般に開示するとともに，特許権として成立した後にその効力の及ぶ範囲（特許発明の技術的範囲）を明らかにするという役割を有するものであるから，特許請求の範囲に発明として記載して特許を受けるためには，明細書の発明の詳細な説明に，当該発明の課題が解決できることを当業者において認識できるように記載しなければならないというべきである。

（中略）

･･･特許請求の範囲の記載が，明細書のサポート要件に適合するか否かは，特許請求の範囲の記載と発明の詳細な説明の記載とを対比し，特許請求の範囲に記載された発明が，発明の詳細な説明に記載された発明で，発明の詳細な説明の記載により当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否か，また，その記載や示唆がなくとも当業者が出願時の技術常識に照らし当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否かを検討して判断すべきものであり，明細書のサポート要件の存在は，特許出願人（特許拒絶査定不服審判請求を不成立とした審決の取消訴訟の原告）又は特許権者（平成１５年法律第４７号附則２条９項に基づく特許取消決定取消訴訟又は特許無効審判請求を認容した審決の取消訴訟の原告，特許無効審判請求を不成立とした審決の取消訴訟の被告）が証明責任を負うと解するのが相当である。

（中略）」

パラメータ特許事件知財高裁判決（サポート要件の判断基準を示した知財高裁判決）

「本件発明は，特性値を表す二つの技術的な変数（パラメータ）を用いた一定の数式により示される範囲をもって特定した物を構成要件とするものであり，いわゆるパラメータ発明に関するものであるところ，このような発明において，特許請求の範囲の記載が，明細書のサポート要件に適合するためには，発明の詳細な説明は，その数式が示す範囲と得られる効果（性能）との関係の技術的な意味が，特許出願時において，具体例の開示がなくとも当業者に理解できる程度に記載するか，又は，特許出願時の技術常識を参酌して，当該数式が示す範囲内であれば，所望の効果（性能）が得られると当業者において認識できる程度に，具体例を開示して記載することを要するものと解するのが相当である。
（中略）
･･･範囲に存在する関係にあれば，従来のＰＶＡ系偏光フィルムが有する課題を解決し，上記所望の性能を有する偏光フィルムを製造し得ることが，上記四つの具体例により裏付けられていると認識することは，本件出願時の技術常識を参酌しても，不可能というべきであり，本件明細書の発明の詳細な説明におけるこのような記載だけでは，本件出願時の技術常識を参酌して，当該数式が示す範囲内であれば，所望の効果（性能）が得られると当業者において認識できる程度に，具体例を開示して記載しているとはいえず，本件明細書の特許請求の範囲の本件請求項１の記載が，明細書のサポート要件に適合するということはできない。」
（中略）」

- 通常、クレームで特定されるパラメータ値であれば顕著な効果を奏することを理論的に説明するのは困難。
- そうすると、パラメータ特許事件知財高裁判決によると、パラメータ発明においては、当初明細書で、クレームで特定されるパラメータ値範囲全体に亘る多数の実施例が顕著な効果を奏すること、すなわち発明の課題を解決することが示されていなければサポート要件違反になる。
- この理は、特殊な数式が介在しない数値限定発明にも妥当すると考えられる。

パラメータ特許事件知財高裁判決（サポート要件の判断基準を示した知財高裁判決）

「･･･発明の詳細な説明に，当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる程度に，具体例を開示せず，本件出願時の当業者の技術常識を参酌しても，特許請求の範囲に記載された発明の範囲まで，発明の詳細な説明に開示された内容を拡張ないし一般化できるとはいえないのに，特許出願後に実験データを提出して発明の詳細な説明の記載内容を記載外で補足することによって，その内容を特許請求の範囲に記載された発明の範囲まで拡張ないし一般化し，明細書のサポート要件に適合させることは，発明の公開を前提に特許を付与するという特許制度の趣旨に反し許されないというべきである。」

- 出願後に後出しされた実験データ（実験成績証明書）はサポート要件違反を治癒しない。サポート要件を判断する際には、出願後に後出しされた実験データ（実験成績証明書）を参照することは許されない。

【本件発明の請求項１】
「ポリビニルアルコール系原反フィルムを一軸延伸して偏光フィルムを製造するに当たり，原反フィルムとして厚みが３０～１００μｍであり，かつ，熱水中での完溶温度（Ｘ）と平衡膨潤度（Ｙ）との関係が下式で示される範囲であるポリビニルアルコール系フィルムを用い，かつ染色処理工程で１．２～２倍に，さらにホウ素化合物処理工程で２～６倍にそれぞれ一軸延伸することを特徴とする偏光フィルムの製造法。
Ｙ＞－０．０６６７Ｘ＋６．７３・・・・（Ｉ）
Ｘ≧６５・・・・（ＩＩ）
但し，Ｘ：２ｃｍ×２ｃｍのフィルム片の熱水中での完溶温度（℃）
Ｙ：２０℃の恒温水槽中に，１０ｃｍ×１０ｃｍのフィルム片を１５分間浸漬し膨潤させた後，１０５℃で２時間乾燥を行った時に下式浸漬後のフィルムの重量／乾燥後のフィルムの重量より算出される平衡膨潤度（重量分率）」

サポート要件 - 特許庁審査基準

以下に、特許請求の範囲の記載がサポート要件を満たさないと判断される類型(1)から(4)までを示す。

(1) 請求項に記載されている事項が、発明の詳細な説明中に記載も示唆もされていない場合

例 1 ：請求項においては数値限定されているが、発明の詳細な説明では、具体的な数値については何ら記載も示唆もされていない場合

例 2 ：請求項においては、超音波モータを利用した発明についてのみ記載されているのに対し、発明の詳細な説明では、超音波モータを利用した発明については記載も示唆もされておらず、直流モータを利用した発明のみが記載されている場合

(2) 請求項及び発明の詳細な説明に記載された用語が不統一であり、その結果、両者の対応関係が不明瞭となる場合

例 3：ワードプロセッサにおいて、請求項に記載された「データ処理手段」が、発明の詳細な説明中の「文字サイズ変更手段」か、「行間隔変更手段」か又はその両方を指すのかが不明瞭な場合

(3) 出願時の技術常識に照らしても、請求項に係る発明の範囲まで、発明の詳細な説明に開示された内容を拡張ないし一般化できるとはいえない場合

審査官は、この類型(3)を適用するに当たっては、以下の点に留意する。

a 請求項は、発明の詳細な説明に記載された一又は複数の具体例に対して拡張ないし一般化した記載とすることができる。発明の詳細な説明に記載された範囲を超えないものとして拡張ないし一般化できる程度は、各技術分野の特性により異なる。例えば、物の有する機能、特性等(「第 3 節 明確性要件」の 4.1 参照)と、その物の構造との関係を理解することが困難な技術分野に比べて、それらの関係を理解することが比較的容易な技術分野では、発明の詳細な説明に記載された具体例から拡張ないし一般化できる範囲は広くなる傾向がある。審査官は、審査対象の発明がどのような特性の技術分野に属するか及びその技術分野にどのような技術常識が存在するのかを検討し、事案ごとに、請求項に係る発明の範囲まで、発明の詳細な説明に開示された内容を拡張ないし一般化できるといえるかを判断する。

b 類型(3)が適用されるのは、実質的な対応関係についての審査における基本的な考え方(2.1(3)参照)に基づき、請求項に係る発明が、発明の詳細な説明において発明の課題が解決できることを当業者が認識できるように記載された範囲を超えていると判断される場合である。審査官は、発明の課題と無関係に類型(3)を適用しないようにする。

サポート要件 - 特許庁審査基準

第3類型（出願時 の技術常識に照らしても，請求項に係る発明の範囲ま で，発明の詳細な説明に開示された内容を拡張ないし 一般化できるとはいえない場合）の例：

例 4：請求項には、R 受容体活性化化合物の発明が包括的に記載されている。しかし、発明の詳細な説明には、具体例として、新規なR受容体活性化化合物 X、Y、Z の化学構造及び製造方法が記載されているのみであり、出願時の技術常識に照らしても、請求項に係る発明の範囲まで、発明の詳細な説明において開示された内容を拡張ないし一般化できるとはいえない場合

例 5：請求項には、達成すべき結果により規定された発明(例えば、所望のエネルギー効率の範囲により規定されたハイブリッドカーの発明)が記載されている。しかし、発明の詳細な説明には、特定の手段による発明が記載されているのみであり、出願時の技術常識に照らしても、請求項に係る発明の範囲まで、発明の詳細な説明において開示された内容を拡張ないし一般化できるとはいえない場合

※ 当該数値範囲（所望のエネルギー効率の範囲）が、本件発明の特徴点（従来技術に対する差別的要件）ではなく、望ましい数値範囲の付加的な記載に過ぎない場合には、クレーム記載の他の構成要件によって当該数値範囲が達成されることを立証できなくてもサポート要件違反とはならない。

例 6：請求項には、数式又は数値を用いて規定された物(例えば、高分子組成物、プラスチックフィルム、合成繊維又はタイヤ)の発明が記載されているのに対し、発明の詳細な説明には、課題を解決するためにその数式又は数値の範囲を定めたことが記載されている。しかし、出願時の技術常識に照らしても、その数式又は数値の範囲内であれば課題を解決できると当業者が認識できる程度に具体例又は説明が記載されていないため、請求項に係る発明の範囲まで、発明の詳細な説明において開示された内容を拡張ないし一般化できるとはいえない場合

なお、数値範囲に特徴がある場合ではなく、単に望ましい数値範囲を請求項に記載したにすぎない場合には、発明の詳細な説明にその数値範囲を満たす具体例が記載されていなくても、類型(3)には該当しない。

- 当初明細書に記載された実験データが不十分であることを理由にサポート要件／実施可能要件違反が認定されると、後出し実験データで進歩性の根拠となる顕著な効果が証明されても、後出し実験データで記載要件違反を治癒することは許されないので、結局、登録拒絶又は無効となってしまう。

サポート要件 - 特許庁審査基準

(4) 請求項において、発明の詳細な説明に記載された、発明の課題を解決するための手段が反映されていないため、発明の詳細な説明に記載した範囲を超えて特許を請求することになる場合

審査官は、この類型(4)を適用するに当たっては、以下の点に留意する。

a 類型(4)が適用されるのは、実質的な対応関係についての審査における基本的な考え方(2.1(3)参照)に基づき、請求項に係る発明が、発明の詳細な説明において「発明の課題が解決できることを当業者が認識できるように記載された範囲」を超えていると判断される場合である。

b 発明の詳細な説明の記載から複数の課題が把握できる場合は、そのうちのいずれかの課題を解決するための手段が請求項に反映されている必要がある。

例 7：発明の詳細な説明には、データ形式が異なる任意の端末にサーバから情報を提供できるようにするという課題のみを解決するために、サーバから端末に情報を提供する際に、サーバが、送信先となる端末に対応したデータ形式変換パラメータを記憶手段から読み取り、読み取ったデータ形式変換パラメータに基づいて情報のデータ形式を変換して端末に情報を送信することのみが発明として記載されている。他方、請求項にはデータ形式の変換に関する内容が反映されていないため、発明の詳細な説明に記載した範囲を超えて特許を請求することになる場合

例 8：発明の詳細な説明の記載から把握できる課題は、自動車の速度超過防止のみであり、発明の詳細な説明からは、その解決手段として、自動車の速度上昇に伴いアクセルペダルを踏み込むのに要する力を積極的に大きくする機構のみが把握できる。他方、請求項には自動車の速度上昇に伴いアクセル手段を操作するのに要する力を可変とする操作力可変手段を設けたとしか規定されておらず、出願時の技術常識を考慮しても、速度上昇に伴い操作力が減少する場合には発明の課題が解決できないことが明らかであるため、発明の詳細な説明に記載した範囲を超えて特許を請求することになる場合

後出し実験データの参照についてのヨーロッパ特許庁拡大審判部の判断

■ ヨーロッパ特許庁拡大審判部2023年3月23日決定（case number: G0002/21）

- 進歩性を判断するための後出し実験データ(post-filed experimental data）の参照は、立証対象の効果が出願当初明細書から抽出できる（if the skilled person—using common general knowledge and the application as originally filed—can derive the purported technical effect as being encompassed by the original technical teaching）のであれば、許される。
- 明細書の十分性（sufficiency of disclosure）を判断するための後出し実験データの参照が許されるための条件は、進歩性を判断するときよりも厳しい。明細書の十分性を判断するための後出し実験データの参照は、当業者が本件発明の効果を得られると信じられる程度の記載が当初明細書にあることが条件になる、当初明細書に実験データが全くない場合には信じられる程度の記載があるとは言えない。

ヨーロッパ特許条約（European Patent Convention）83条 “The European patent application shall disclose the invention in a manner sufficiently clear and complete for it to be carried out by a person skilled in the art.”

明確性要件

■ 明確性要件（36条6項2号）の趣旨

- クレーム文言が不明確であると、第三者は、自己が製造・販売している製品、自己が実施している方法が、本件特許発明の技術的範囲に属するのか否か判断できなくなってしまう。そのような状況をなくすためにクレーム文言の明確性を要求するのが明確性要件の趣旨である。

- 明確性が問題となる例：　「ほぼ直角」、「取付位置Ａと取付位置Ｂが僅かにずれている」、「表面層Ａにおける物質Ｂの含有割合が●●パーセント」（質量％なのか体積％なのか不明確）
- 明細書における用語の定義又は出願当時の技術常識によって、クレーム文言の明確性が補完されるのであれば、明確性要件を充足する。
 明細書での定義規定の例：「本発明において『含有割合』とは質量％を意味する。」
- PBPクレーム（プロダクト・バイ・プロセス・クレーム）※：　原則として（不可能事情又は非実際事情がある場合を除き）、PBPクレームは明確性要件違反となる（最高裁平成27年6月5日判決）。ただし、明細書の記載と出願当時の技術常識によりどのような構造又は特性であるのか一義的に明らかな場合は明確性要件違反とならない（知財高裁平成29年12月21日判決）。

※ 製造方法で物の発明の構成要件を特定するクレーム　Ex. １：３の重量比率のモノマーAとモノマーBを50°Cの溶媒中で重合反応させて形成したポリマーC（本来は、化学構造式でポリマーCを特定すべき）

□ 知財高裁令和５年１１月３０日判決（令和４年（行ケ）第１０１０９号）

「特許法３６条６項２号は、特許請求の範囲に記載された発明が明確でない場合には、権利者がどの範囲において独占権を有するのかについて予測可能性を奪うなど第三者の利益が不当に害されることがあり得ることから、特許を受けようとする発明が明確であることを求めるものである。その充足性の判断は、特許請求の範囲の記載だけではなく、願書に添付した明細書の記載及び図面を考慮し、また、当業者の出願当時における技術常識を基礎として、特許請求の範囲の記載が第三者の利益が不当に害されるほどに不明確であるか否かという観点から行うのが相当である。」

明細書記載事項

■ 明細書の法定記載事項（36条3項）
- 発明の名称
- 発明の詳細な説明
- 図面の簡単な説明（図面がない場合は省略）

Ex.　図１は、本発明の実施形態に係る研磨装置の正面図である。
図５は、実施形態１における研磨パットの斜視図である。

36条3項
「３　前項の明細書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　発明の名称
二　図面の簡単な説明
三　発明の詳細な説明」

■ 「発明の詳細な説明」の法定記載事項（36条4項）
- 発明が解決しようとする課題、課題解決手段、及び実施可能要件を充足する技術説明（36条4項1号、特許法施行規則24条の2）

- 背景技術 = 出願人が知っている従来技術文献（36条4項2号）

※36条4項2号違反は、拒絶理由（49条4号）でも、無効理由（123条1項4号）でもない。

明細書記載事項

■ 技術説明として実務的に記載されている事項
● 機械、電子工学の分野：　　実施形態（好適な構造の例）
● 化学、医薬、バイオの分野：　　実施例と比較例（実験データ）

36条4項
「前項第三号の発明の詳細な説明の記載は、次の各号に適合するものでなければならない。
一　経済産業省令で定めるところにより、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその実施をすることができる程度に明確かつ十分に記載したものであること。
二　その発明に関連する文献公知発明（第二十九条第一項第三号に掲げる発明をいう。以下この号において同じ。）のうち、特許を受けようとする者が特許出願の時に知つているものがあるときは、その文献公知発明が記載された刊行物の名称その他のその文献公知発明に関する情報の所在を記載したものであること。」

特許法施行規則24条の2
「特許法第三十六条第四項第一号の経済産業省令で定めるところによる記載は、発明が解決しようとする課題及びその解決手段その他のその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が発明の技術上の意義を理解するために必要な事項を記載することによりしなければならない。」

明細書記載事項

■ 拒絶理由

49条本文　「審査官は、特許出願が次の各号のいずれかに該当するときは、その特許出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。」

46条4号　「その特許出願が第三十六条第四項第一号若しくは第六項又は第三十七条に規定する要件を満たしていないとき。」

■ 無効理由

123条1項本文　「特許が次の各号のいずれかに該当するときは、その特許を無効にすることについて特許無効審判を請求することができる。この場合において、二以上の請求項に係るものについては、請求項ごとに請求することができる。」

123条1項4号　「その特許が第三十六条第四項第一号又は第六項（第四号を除く。）に規定する要件を満たしていない特許出願に対してされたとき。」

- ３６条４項１号：　明細書の記載要件（実施可能要件を含む）
- ３６条６項１号：　クレームのサポート要件
- ３６条６項２号：　クレームの明確性要件

実施可能要件

36条4項1号
「前項第三号の発明の詳細な説明の記載は、次の各号に適合するものでなければならない。
一　経済産業省令で定めるところにより、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその実施をすることができる程度に明確かつ十分に記載したものであること。」
↓↓
実施可能要件

■ 実施可能要件の趣旨
➢ 出願公開により産業の発展に寄与することと引き換えに独占権が付与するのが特許制度である。当業者が出願公開を見ても発明を実施できないのであれば、独占権を付与する根拠がない。

● 出願当時の当業者が、明細書の記載と出願当時の技術常識に基づいて、過度な試行錯誤をしなくても本件発明を実施※することができたか否かが実施可能要件の判断基準となる。
※ 物の発明においては、本件発明の物を生産し、かつ使用できること。
※ 単純方法の発明においては、本件発明の方法を実行できること。
※ 物を生産する方法の発明では、本件発明の方法により本件発明の物を生産し、かつ本件発明の物を使用できること。

● サポート要件における（パラメータ特許事件知財高裁判決：「発明の公開を前提に特許を付与するという特許制度の趣旨に反し許されない」）と同様に、実施可能要件違反も、基本的に、出願後に提出された実験データ（実験成績証明書）では治癒されない（知財高裁平成19年7月19日判決（平成１８年（行ケ）第１０４８７号））。
● 本件発明の全範囲について実施可能である必要がある。本件発明の一部において課題を解決する発明を実施できない場合には、実施可能要件違反となる。 → サポート要件と類似した記載要件ということになる。

サポート要件と実施可能要件の関係

- サポート要件： 当業者が、明細書及び出願時の技術常識に基づき、クレームの全範囲について、発明の課題を解決できたか（←課題を解決するとは、発明の効果を奏することを意味すると考えられる）？が問題になる。

- 実施可能要件： 当業者が、明細書及び出願時の技術常識に基づき、過度な試行錯誤をすることなく、クレームの全範囲について、発明を実施して発明の効果を奏することができたか（発明の効果を奏さないのでは発明を実施したとは言えない）？が問題になる。

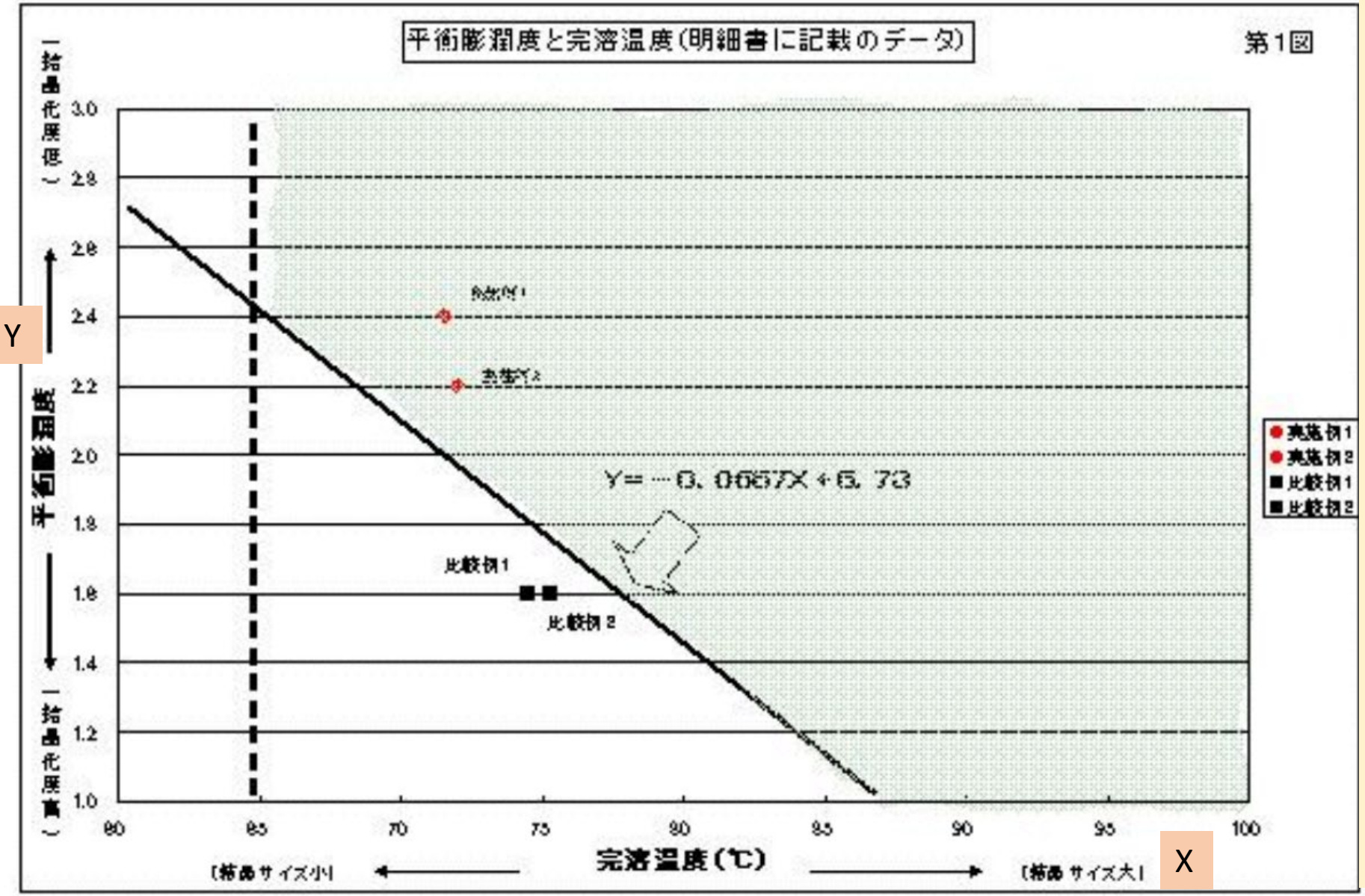
- 「課題を解決できると認識できる」＝「過度な試行錯誤なく実施できる」と考えると、サポート要件と実施可能要件は実質的に同じ記載要件ということになる。

 - 表裏一体説： サポート要件と実施可能要件は実質的に同じ記載要件。サポート要件はクレーム記載要件で、実施可能要件は明細書記載要件という位置づけが異なるに過ぎない。
 - 区別説： サポート要件と実施可能要件は異なる記載要件であり、判断基準も異なる。

- 区別説の方が多数説と思われるものの、判断基準がどう違うのかはよくわからない。裁判実務では、サポート要件と実施可能要件の両方の違反と判断されることが多い。結局は、当業者が、明細書を読んで、クレームの全範囲において本件発明を実施して本件発明の効果を奏することができたか否かに行き着くように思える。現実に、海外では、サポート要件には言及されず、実施可能要件の問題とされることが多い。答案を書く際には、これを念頭に置いた上で、基本的には区別説に従い別個検討することを推奨する。

サポート要件と実施可能要件の関係

■ パラメータ特許事件の当初明細書に記載された実施例



- 緑の領域がパラメータ値限定を満たす領域。
- 緑の領域中、実施例１及び２から離れたポイント（X, Yの組合せ）で、本件発明の効果が達成されるのか否かわからない。
 - ➢ 発明の課題を解決できると認識できないので、サポート要件違反ということになる。
- 当業者は、当該ポイントのポリビニルアルコール系フィルムを製造し、それを一軸延伸して偏光フィルムを製造することは実施可能である。
 - ➢ もし、緑の領域では必ず発明の効果が達成されるのであれば、実施可能要件は充足すると言える。
 - ➢ ただし、現実には他の条件も揃わないと発明の効果は達成されないと思われる。そうであれば、やはり実施可能要件違反となる。